

職務上における旧氏名の使用に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、日本行政書士会連合会会則第39条第3項の規定に基づき、婚姻、離婚、養子縁組、離縁、帰化等により氏、名又は氏名を変更した者の職務上における旧氏名の使用について定める。

(定 義)

第2条 この規則において「職名」とは、変更前の氏名で正当な理由に基づき行政書士名簿の氏名に併記された旧氏名をいう。

2 前項に定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 行政書士登録後に戸籍上の氏名を変更したことにより、今後、業務に支障を来すおそれがある場合
- 二 行政書士登録前に旧氏名による社会的活動実績がこれまでにあり、戸籍上の氏名を用いると業務に支障を来すおそれがある場合
- 三 その他、登録委員会が当該使用を正当と判断できる場合

(職名の使用)

第3条 行政書士名簿に職名の併記を受けた者は、行政書士法、同施行規則及び日本行政書士会連合会の定めによって当該行政書士を表示又は署名若しくは記名するときは、戸籍上の氏名を表示又は署名若しくは記名しなければならない場合を除き、職名を使用しなければならない。

(職名使用届)

第4条 職名の使用を申請する場合は、行政書士登録申請書又は行政書士変更登録

申請書と同時に職名使用届(様式第1号)を提出しなければならない。

(職名廃止届)

第5条 職名の使用を廃止する場合は、行政書士変更登録申請書と同時に職名廃止届(様式第2号)を提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年8月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年11月14日から施行する。

年 月 日

職 名 使 用 届

日本行政書士会連合会会長殿

登録番号

生年月日

氏 名 印

私は下記のとおり職務上において職名を使用しますので届け出ます。

記

氏名

職務上使用する氏名（職名）

(注) 氏名欄には、現に戸籍に記載されている氏名を記入すること

年 月 日

職 名 廃 止 届

日本行政書士会連合会会長殿

登録番号

生年月日

職 名

職印

私は下記のとおり職務上において使用していた職名を廃止したいので届け出ます。

記

氏名（戸籍上の氏名）

行政書士名簿に併記している職名

(注) 氏名欄には、現に戸籍に記載されている氏名を記入すること